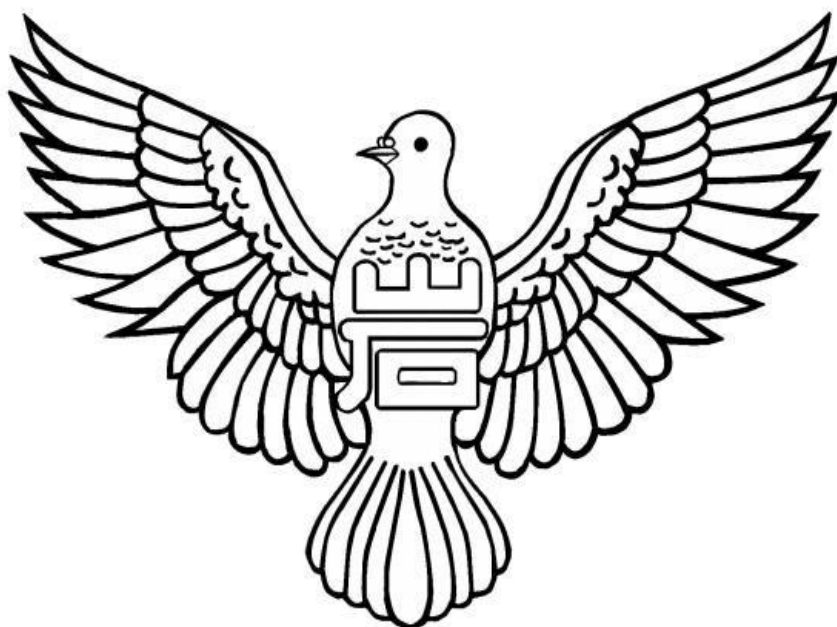


# 学校いじめ防止基本方針



山梨市立岩手小学校

令和8年3月改訂

- I. いじめ問題に関する基本的な考え方
- II. いじめ対策の組織
- III. 未然防止の取り組み
- IV. 早期発見の取り組み
- V. いじめへの対処
- VI. いじめ重大事態への対応
- VII. その他の留意事項

## I いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうることであり、どの子供も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

「いじめを生まない学校づくり」を基本とし、教育活動全体を通して好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいく必要がある。

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）第13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

けんかや悪ふざけであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、その背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### 2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

(1) いじめは人間として決して許されない行為である。

いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。

いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

(2) いじめは、その児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。

(3) いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。

(4) いじめは、さまざまな様態がある。

(5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

(6) いじめへの対処の仕方は教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。

(7) いじめは、解消後も注視が必要である。

(8) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。

(9) いじめは、学校、家庭、社会などすべての関係者が連携して取り組むべき問題である。

## Ⅱ いじめの対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取り組みを推進するために、以下の「いじめ対策会議」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

「いじめ対策会議」構成員は学校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭とする。また、必要に応じ当該担任、関係機関に参加を依頼する。

定例の「いじめ対策会議」は、定例の職員会議等の中で月に1回開催、組織的・継続的な取組をする。その際、解消の有無等の確認も行う。複数の教職員が個別に認知した情報は個別の児童ごとに記録し、情報の集約と共有化を図る。

## Ⅲ 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。

未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

道徳教育の充実を図り、教師の指導力向上の研修を行う。また、具体的な実践事例を提供することで、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する機会を設けていく。

すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を目指し、児童一人一人を認め、互いに認め合い、自己肯定感を高めた集団づくりを地道に行っていく必要がある。

「絆づくり」「自己肯定感」「褒めてのばす」をキーワードに学校づくりを進め、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いに高めあえる、認め合える人間関係・学校風土を作り出していくよう取り組んでいく。

○未然防止の具体的な手立て

- ①豊かな心を育む道徳教育の充実
- ②多様性を尊重する人権教育の推進
- ③弁護士等の専門的な知識者のいじめ防止授業の実施
- ④共生社会実現に向けた福祉教育の推進
- ⑤インターネットを通じたいじめ防止のためのメディア学習会の実施
- ⑥『SOS の出し方』の学習の実施
- ⑦全校児童が互いに認め合い、助け合い、尊重し合うことのできる、子ども主体の交流・協働の場の設定と実施

## IV 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。子供たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を高めることが求められている。

日頃から、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようしていく。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組んでいく。

また、児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するように努める。

### ○早期発見のための手立て

- ① アンケート調査（山梨市で年3回実施）
- ② アンケート後の個人面談
- ③ スクールカウンセラーを活用した教育相談
- ④ 全教職員による日々の児童観察、声かけ
- ⑤ 保健室の来室記録の活用
- ⑥ 本人からの相談
- ⑦ 周りの友達からの相談
- ⑧ 保護者からの相談
- ⑨ いじめに関する相談や通報を受け付けるための相談窓口等の周知
- ⑩ 地域からの情報

## V いじめへの対処

### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策組織に報告し、組織的に対応する。被害児童を徹底して守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、人間性・社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。また、各教職員は、いじめに係る情報や指導を適切に記録しておく。

教職員全員の共通理解の下、保護者の理解、協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たっていく。

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

【①いじめにかかる行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月間、持続していること。（いじめの被害の重大性によりさらに長期の期間、観察する。）

【②】被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認する。「解消している状態」に至った場合でもいじめが再発する可能性があるため、被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

## 2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめの発見、又はいじめの相談を受けた場合は、速やかに学校長、教頭、生徒指導主任に報告する。いじめ対策会議を開催し、今後の方針・組織的対応を協議する。いじめの事実確認を行い、市教育委員会（以降委員会という）に報告する。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、市教委と連携を取り、所轄警察署への相談・通報を行う。

いじめ対応の基本的な流れ

- ① いじめ情報のキャッチ
- ↓
- ② 正確な実態把握
- ↓
- ③ 指導体制・方針決定
- ↓
- ④ 児童への指導・支援
- ↓
- ⑤ 保護者との連携
- ↓
- ⑥ 今後の対応検討

- 3 いじめられた児童又はその保護者への支援
- 4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言
- 5 いじめが起きた集団への働きかけ
- 6 再発防止と継続的な指導

### ○対応関係機関

山梨市教育委員会  
日下部警察署  
東山梨教育事務所

## VI いじめ重大事態への対応

### 1 いじめ重大事態とは

いじめが「重大な事態」と判断された場合は、法や基本方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに従って適切に対応する。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、市教委と連携を取り、所轄警察署への相談・通報を行う。

「いじめ重大な事態」とは次の3点をいう。

- ①いじめにより児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時
- ②いじめにより児童が相当な期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認められた時
- ③児童や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたと申し立てがあった時

### 2 対応の基本的な流れ

- ①重大事態発生  
↓
- ②学校いじめ対策会議による組織的対応  
↓
- ③学校は市教委へ報告（市教委は市長に発生報告）  
↓
- ④市教委が調査主体の判断・指示  
↓
- ⑤調査に入る前に、対象児童・保護者に対し事前に説明  
↓
- ⑥ 重大事態調査を実施（学校主体か市教委主体）  
↓
- ⑦ 調査後に対象児童生徒・保護者に調査結果を説明  
↓
- ⑧ 調査主体から市教委へ報告（市教委は市長に報告、再調査の必要性の有無を判断）  
↓
- ⑨ 市教委の指示を受け、学校は必要な措置をとる

### 3 調査実施前の説明について

調査の目的について理解を得ると共に、一方的な説明ではなく、対象児童・保護者の意向もよく聴き、共通理解を図ることで信頼関係を築く。内容は、根拠・目的、調査組織の構成に関する意向の確認、調査事項の確認、調査方法や調査対象者についての確認、調査終了後の対応について等である。

### 4 調査について

重大事態調査を実施するにあたり、以下の視点を持って取り組む。

- ・真摯な態度で取り組む
- ・公平・中立に調査を行う
- ・多くの情報を集め、客観的な分析と検証により、可能な限り詳細に事実関係を明らかにする
- ・日頃の対策の課題を検証し整理する
- ・具体的かつ実効性のある再発防止策を検討する。

調査を行う組織は、市教委が決め、市教委主体か学校主体で行う。学校主体の場合は、専門的知識及び経験を有する関係機関とし、調査の公平性・中立性を確保する。また、対象児童・保護者の意向や要望も確認したうえで決定する。

調査の流れ

① 過去のアンケート等のこれまでの記録の確認



② 対象児童・保護者からの聞き取り



③ 聞き取りやアンケート調査の実施



④ 事実確認の整理、再発防止策の検討



⑤ 報告書の作成、とりまとめ

5 いじめられた児童又はその保護者への心のケアや必要な支援

6 いじめた児童・保護者への調査結果の説明と指導・助言

7 調査結果を踏まえた、いじめが起きた集団への対応

8 再発防止と継続的な指導

9 必要に応じて再調査への協力

10 教職員の研修

「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」を活用し、いじめ重大事態を起こさないよう研修を行う。

○対応関係機関

山梨市教育委員会

日下部警察署

東山梨教育事務所

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（本文）」

[https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext\\_jidou01-000037829\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_3.pdf)



「いじめの重大事態を防ぐための留意事項集」

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/235b378f-fa6a-4d86-9703-7d77004d6ce6/elc279f7/20251114\\_councils\\_ijime-judaikayoin\\_09.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/235b378f-fa6a-4d86-9703-7d77004d6ce6/elc279f7/20251114_councils_ijime-judaikayoin_09.pdf)



「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/235b378f-fa6a-4d86-9703-7d77004d6ce6/0fd2993e/20251107\\_councils\\_ijime-judaikayoin\\_05.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/235b378f-fa6a-4d86-9703-7d77004d6ce6/0fd2993e/20251107_councils_ijime-judaikayoin_05.pdf)



## **VII その他の留意事項**

### 1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ対策会議」で情報を共有化し、組織的に対応することが必要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図ることが大切である。

### 2 特に配慮が必要な児童生徒についての対応

- 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、学校全体で注意深く見守り必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知する。
- 感染症に関連し、感染症・濃厚接触者とその家族、治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別から、いじめや誹謗中傷につながることをないように、児童の心の涵養を図る。
- 被災し、避難している児童に対する誹謗中傷によるいじめの防止に取り組む。

上記の児童を含め、特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

### 3 教職員への周知の徹底

「学校のいじめ防止基本方針」を教職員に周知し、いじめに適切に対応できるようにする。

### 4 きずなの日の定着

児童に寄り添う時間を確保する。

### 5 地域や家庭への周知

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページ等を通じて、周知する。併せて、年度当初に児童生徒・保護者へ必ず説明をする。そして保護者には、学校等が講じるいじめ防止等の措置に協力を求める。また、日頃からいじめの防止等について理解を深め、児童が悩み等を相談できる雰囲気づくりをお願いする。